

会計基準Digest

会計基準を巡る動向 2015年6月号

会計基準Digestは、日本基準、修正国際基準、IFRS及び米国基準の主な動向についての概要を記載したものです。



1. 日本基準

■法令等の改正

該当なし

■会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ)、日本公認会計士協会(JICPA))

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

該当なし

■INFORMATION

『日本再興戦略』改訂2015の閣議決定(2015年6月30日)

「日本再興戦略」改訂2015「未来への投資・生産性革命」はアベノミクス第2ステージとして、将来に向けた発展の礎を再構築するための施策が掲げられ、コーポレートガバナンスの更なる強化、持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進、及びIFRS任意適用企業の拡大促進等も含まれている。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ [会計・監査ニュースフラッシュ](#) (2015年7月3日発行)

日本基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(日本基準\)](#)へ

2. 修正国際基準

■会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ))

【最終基準】

「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修

正会計基準によって構成される会計基準)の公表(2015年6月30日 ASBJ)

ASBJは、2015年6月30日、「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」(以下、「修正国際基準」)を公表した。英文名称は、「Japan's Modified International Standards(JMIS): Accounting Standards Comprising IFRSs and the ASBJ Modifications」である。

ASBJは、修正国際基準の公表にあたり以下の文書を公表した。

- [「修正国際基準\(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準\)」の公表にあたって](#)
- [修正国際基準の適用](#)
- [企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」](#)
- [企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」](#)

このたび公表された修正国際基準は、「修正国際基準の適用」、ASBJが採択した2012年12月31日現在で国際会計基準審議会(IASB)により公表されている国際会計基準(IFRS)及び「企業会計基準委員会による修正会計基準」により構成される。「企業会計基準委員会による修正会計基準第1号『のれんの会計処理』」は、IFRSにおいて認められていない、のれんの償却を求めている。また、「企業会計基準委員会による修正会計基準第2号『その他の包括利益の会計処理』」は、IFRSにおいてその他の包括利益に認識された項目のうちリサイクリング処理が認められていない項目について、一部を除きリサイクリング処理することを求めている。



修正国際基準は、2016年3月31日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用することができる。四半期連結財務諸表に関しては、2016年4月1日以後開始する四半期連結財務諸表から修正国際基準を適用することができる。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ [修正国際基準ニュースフラッシュ](#)（2015年7月3日発行）

【公開草案】

該当なし

■ 修正国際基準に関する諸法令等（金融庁）

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表（平成27年6月30日 金融庁）

金融庁は、ASBJが修正国際基準を公表したことを受け、同基準の適用が制度上可能となるよう、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等について、所要の改正等を行うための改正案を[公表](#)した。



改正案のうち、修正国際基準に係る改正については、平成28年3月31日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表等について適用することが予定されている。コメントの締切りは平成27年7月30日である。

本改正案の内容については、修正国際基準に関するニュースフラッシュを参照のこと。

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(修正国際基準\)](#)へ

3. IFRS

■ 会計基準等の公表（国際会計基準審議会（IASB）、IFRS 解釈指針委員会）

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

公開草案「制度改訂、縮小または清算が生じた場合の再測定／確定給付制度からの返還の利用可能性（IAS第19号及びIFRIC解釈指針第14号の改訂案）」の公表（2015年6月18日 IASB）

[本公開草案](#)は、報告期間の途中で制度改訂、縮小または清算が生じ、確定給付負債（資産）の純額の再測定を行った場合の会計処理、及び特定の場合における確定給付制度からの返還の利用可能性の判断について、明確化することを提案している。

報告期間の途中で制度改訂、縮小または清算が生じた場合、企業は関連するコストを計算するため、その義務及び制度資産の

公正価値に関する仮定を更新する。現行のIAS第19号「従業員給付」は、改訂等の後の期間に係る当期勤務費用及び利息純額を算定する際に、更新後の仮定を使用すべきでないと示唆している。本公開草案は、改訂等が生じる前の数値計算上の仮定に基づいて算定した当期勤務費用及び利息純額は有用な情報を示さないおそれがあるため、更新後の情報を使用することを明確化することを提案している。

また、IFRIC解釈指針第14号「IAS第19号－確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」の修正案は、企業が確定給付制度からの返還の形での利用可能性を決定する場合に考慮する事項を明確化することを提案している。



適用時期は、本公開草案に寄せられたコメントを踏まえて決定する予定である。遡及適用は認めることが提案されている。また、遡及適用する場合はその旨を開示することが提案されている。コメントの締切りは2015年10月29日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ [IFRSニュースフラッシュ](#)（2015年6月23日発行）

■ INFORMATION

(1) 「IFRS第3号『企業結合』の適用後レビュー」の公表（2015年6月17日 IASB）

[本適用後レビュー](#)は、IFRS第3号「企業結合」の他、企業結合プロジェクトに関連する基準を対象として実施された。

適用後レビューは、新基準や既存の基準に対する重要な修正の国際的な適用から通常2年後に実施される。適用後レビューは、新基準等が期待したとおりに機能しているか、その目的を達成しているか、及び財務報告を改善しているか等を検討するために実施される。レビューの結果、追加のアクションが必要となる事項が検出された場合、IASBのアジェンダに追加されるかどうかは、通常のプロセス及び規準に従って決定されることになる。今回のIFRS第3号の適用後レビューは、2013年7月に公表されたIFRS第8号「事業セグメント」に続く2つめの適用例となる。

本適用後レビューでは、多くの財務諸表作成者や監査人が、IFRS第3号の適用にあたり、複雑な、または不明瞭な領域があると指摘した。これらの領域には、のれんを償却するかどうかや、顧客関係やブランドといった無形資産をのれんから区分して識別・測定することの実務上の困難さ等が含まれた。一方、投資者や研究者の一部は、同基準について支持を表明した。

本適用後レビューの結果を受けて、IASBはのれんの減損及び他の無形資産の会計処理について、リサーチ・アジェンダに追加することを決定した。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ [IFRSニュースフラッシュ](#) (2015年6月23日発行)

(2) IFRS財団の評議員会が新しい会計基準アドバイザリー・フォーラムのメンバーを公表(2015年6月24日 IFRS財団評議員会)

IASBの監督機関であるIFRS財団の評議員会は2015年6月24日、会計基準アドバイザリー・フォーラム(Accounting Standards Advisory Forum; ASAF)の第2期のメンバーを公表した。日本からはASBJが引き続きメンバーとして選任された。第2期のメンバーの任期は3年である。

IFRSについての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(IFRS\)へ](#)

4. 米国基準

■ 会計基準等の公表(米国財務会計基準審議会(FASB))

【最終基準(会計基準更新書(Accounting Standards Update, ASU))】

(1) ASU第2015-10号「テクニカルな修正及び改善」(2015年6月12日 FASB)

本ASUは、会計基準によるコード化体系(ASC)のテクニカルな訂正、基準の明確化、参照の修正や軽微な改善を行うものである。現行の会計実務に重要な影響を及ぼすものではない。



移行措置は、改訂の内容によって異なる。移行措置が要求される改訂については、2015年12月16日以降開始する会計年度とその期中期間から適用される。期中期間も含め、早期適用は認められる。移行措置が要求されない改訂については、本ASUの公表と同時に適用される。

【公開草案(会計基準更新書案(ASU案))】

FASB、簡素化に関する2つのASU案の公表

「簡素化に関する取組み」は、財務諸表利用者に提供する情報の有用性を維持または改善すると同時に、U.S. GAAPにおいて、コストや複雑性が軽減可能な分野を特定、評価し、改善することを目的としている。

① ASU案「持分法会計の簡素化」(2015年6月5日 FASB)

本ASU案は、持分法会計を簡素化するために、以下の事項を提案している。

(a) 投資の原価と、投資先の純資産に対する投資者の持分との差額を会計処理する規定を削除する。これにより投資者は、持分法投資を取得原価で認識することとなり、投資時点における識別可能な資産及び負債の公正価値を測定する必要がなくなる。

(b) 投資先に対する持分の増加により原価法から持分法へ変更となった場合、当初の投資時点から持分法を遡及適用しなければならないとする規定を削除する。



(a)は修正遡及適用されることが提案されている。(b)は将来に向かって適用されることが提案されている。FASBは、市場関係者からのコメントを検討した後に、適用日及び早期適用を認めるか否かを決定する予定である。コメントの締切りは2015年8月4日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ [Defining Issues 15-24](#) (英語)

② ASU案「従業員に対する株式に基づく報酬の会計処理の改善」(2015年6月8日 FASB)

本ASU案は、株式に基づく報酬取引に関する会計処理の9つの要素(例: 法人所得税の会計処理、株式または負債に基づく報酬の分類、キャッシュフロー計算書における分類等)を改善するものである。一部の提案については、非公開企業にのみ適用されることが提案されている。



移行措置は個別の提案によって異なる。FASBは、市場関係者からのコメントを検討した後に、適用日及び早期適用を認めるか否かを決定する予定である。コメントの締切りは2015年8月14日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

あずさ監査法人はこのASU案に関するDefining Issuesを近日中に公表する予定である。

米国基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(米国基準\)へ](#)

■ KPMG会計・監査AtoZアプリのご紹介

あずさ監査法人が提供する会計情報アプリ「KPMG会計・監査AtoZ」では、いつでも・どこでも日本基準、修正国際基準、IFRS、そして米国基準に関する会計・監査情報を閲覧できるほか、動画による解説コンテンツを視聴することができます。

【最近公開した主な動画解説コンテンツ】

- [オンライン解説 2015年5月 IASB会議速報](#)
- [オンライン解説 2015年5月 IFRS-IC会議速報](#)
- [オンライン解説 【速報】公開草案 財務報告に関する概念フレームワーク](#)



編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

- あずさ監査法人トップページ ([Link](#))
- 日本基準 ([Link](#))
- 修正国際基準 ([Link](#))
- IFRS ([Link](#))
- 米国基準 ([Link](#))